

第2回鶴岡市観光財源検討委員会

日 時 令和8年10月5日（月）

午前10時から

場 所 鶴岡市役所

別棟2号館21～23会議室

次 第

（1）開 会

（2）議 事

① 観光の定義について

② 鶴岡市における入湯税の現状について

③ 新たな観光財源候補について

（3）その他

第3回検討委員会の日程について

（4）閉 会

鶴岡市観光財源検討委員会委員名簿

団体名称	役職	氏名
東北公益文科大学	教 授	青木 孝弘
一社) DEGAM 鶴岡ツーリズムビューロー	常 務 理 事	阿部 知弘
県旅館ホテル生活衛生同業組合	副 理 事 長	阿部 公和
鶴岡旅館組合	組 合 長	小林健治郎
湯野浜温泉観光協会	会 員	五十嵐 浩
あつみ観光協会	副 会 長	佐藤 鉄平
湯田川温泉観光協会	会 員	大滝研一郎
由良温泉観光協会	会 長	石川 博一
羽黒町観光協会	会 長	土岐 彰
鶴岡商工会議所	事 務 局 次 長	三浦 千博
出羽商工会	事 務 局 長 (代理 経営指導員)	池田ゆり子 (齋藤 和)

50 音順

事務局名簿

所属	役職	氏名
商工観光部	部 長	三浦 一夫
商工観光部観光物産課	課 長	奥山 真裕
〃	課 長 補 佐	伊藤 孝之
〃	主 査	富樫 由梨
〃	観 光 物 産 専 門 員	菅原 大愛
総務部課税課	課 長	小林 雅人
〃	主 幹	八幡 仲
〃	税 務 主 査	木村智香子
羽黒庁舎産業建設課	課 長 (代 理 主 査)	小林 尚志 (坂田 英勝)
温海庁舎産業建設課	課 長 (代 理 主 査)	渡部 宏一 (中村 純)

第2回鶴岡市観光財源検討委員会

<資 料 一 覧>

資料1 観光の定義

資料2 鶴岡市における入湯税の現状

資料3 新たな観光財源候補

参考資料 鶴岡市の観光一般予算

観光の定義

第2回検討委員会資料
令和8年10月5日（月）

1－1 観光の定義について - 国における観光の定義 -

- ・ 法律上単一の厳密な定義は置かれていない。
- ・ 一方、国際的な基準(UN Tourism)や近年の政府方針を踏まえると、**観光は単なる「娯楽・余暇」の枠を超えた広範な概念**として捉えられている。

観光立国推進基本計画（R5.3閣議決定 第4次計画）

第1章 観光立国のこれまでの歩みと我が国観光を取り巻く状況

「これまでの我が国の観光は、ともすれば来訪者数の増加や消費額の多寡といった「量」の側面が重視されがちであったが、コロナ禍を経て、今後は、単なる物見遊山ではなく、**地域の固有の資源を守りつつ、来訪者と地域住民の双方が豊かさを実現できる『持続可能な観光』**への転換を図ることが急務となっている。」

第2章 観光立国の実現に向けて基本とすべき方針

「オーバーツーリズムの未然防止・抑制を図りつつ、**地域住民の生活環境との調和や満足度の向上を大前提**とし、**多様な目的を持った来訪者との持続可能なつながりを構築**する。これにより、交流人口の拡大のみならず、**地域経済への波及効果**を高め、我が国の**持続可能な成長に資する地域づくり**を推進する。」

観光立国推進基本計画（R8.3閣議決定 第5次計画）

第1章 観光立国のこれまでの歩みと我が国観光を取り巻く状況

「第4次計画期間中におけるインバウンドの急回復や一部地域における混雑等の課題を踏まえ、観光はもはや単なる一時的な来訪者の誘致に止まるものではなく、人口減少・少子高齢化が進む我が国において、**地域経済を牽引し、地域住民の生活の質(QOL)の向上や誇りの醸成**、さらには**多様な主体との継続的な関係構築（関係人口の創出・拡大）の原動力**として、その役割が一層重要となっている。」

第2章 観光立国の実現に向けて基本とすべき方針

「『量から質への転換』をさらに深化させ、単に来訪者数を追うのではなく、**地域住民の生活環境への配慮や持続可能性を大前提**とした上で、**消費額の最大化及び地域経済への波及効果の徹底**を図る。あわせて、単発の消費に留まらない、**来訪者と地域との多様な目的を持ったつながりを創出・維持**することが不可欠である。」

1－2 観光の定義について－山形県における観光の位置付け－

- ・ 第3次おもてなし山形県観光計画において以下のように記載

第3次おもてなし山形県観光計画（R7.3策定）

第1章 計画の基本的な考え方

「本県観光においては、単なる観光客数の増加を追うのではなく、観光消費額の拡大、多様な交流、地域資源の継承を通じた地域活性化による『持続可能な観光地域の確立』を目指すものとする。」

第2章 観光を取り巻く現状と課題・観光産業の意義

「観光産業は裾野が広く、他産業への経済波及効果が大きいことから、観光による交流人口・関係人口の拡大は、本県の地域経済の成長や持続的な発展の大きな推進力となります。」

第3章 観光立国の実現に向けて基本とすべき方針

「観光消費額の拡大・多様な交流・地域資源の継承を通じた地域活性化による『持続可能な観光地域の確立』を目指す」

■国、山形県における観光の位置付け

国および山形県の計画では、観光を単なる来訪者の増加や一時的な物見遊山に留まらず、地域資源の保全・継承と住民生活との調和を大前提として、

- ①飲食店、交通などを含む地域産業への経済波及効果を高め、
 - ②住民生活の質（QOL）向上と地域経済の持続的な発展を同時に支え、
 - ③来訪者との多様で継続的なつながりを通じて「交流人口・関係人口」を創出する、
- 持続可能な地域づくりの推進力として位置付けている。

これは観光を地域社会で支える、いわば「地域経営」の視点から捉える方向性と言える。

2－1 本市各種計画における観光の範囲

📍本市の計画における観光は、単なる一過性の集客ではなく、市民の暮らしや地域経済全体を循環・発展させる「**総合的な社会経済活動**」として位置付け。

1. 対象の範囲：国内の宿泊・日帰り観光客・インバウンドの双方を包含する来訪者全体。
2. 経済・産業の範囲：特定の観光スポットに限定せず、宿泊・飲食・小売をはじめ、農林水産業や生活インフラを含む「地域産業全体の活性化・経済波及効果の最大化」。
3. 地域づくりの範囲：来訪者への対応だけでなく、「住んでよし、訪れてよし」の理念のもと、地域住民の誇りや生活環境との調和を図る「持続可能な観光地域づくり」。

第2次鶴岡市総合計画 後期基本計画（R6.3策定）

第3編 施策の大綱 5商工と観光 (5)鶴岡ならではの観光の振興 ※第2次鶴岡市総合計画(H31.3策定)でも大枠は同様

「ユネスコ食文化創造都市や3つの日本遺産、加茂水族館をはじめとする豊かな地域資源を生かし、観光客の誘客促進を図るとともに、**観光消費額の拡大や地域経済への波及、交流人口・関係人口の拡大**を推進する」

「**観光客にとって魅力ある地域**であるとともに、地域住民にとっても誇りと愛着を持てる『住んでよし、訪れてよし』の持続可能な観光地域づくりを推進し、来訪者と地域との多様なつながりを創出する。」

「**観光による交流人口の拡大を、宿泊・飲食・小売をはじめとする地域産業全体の活性化につなげる**とともに、農林水産業など他産業との連携を強化し、**観光による経済波及効果を最大化**する。」

鶴岡市中期観光戦略プラン（R6.3策定）

3 計画の基本理念・目指す姿 「**食文化創造都市・鶴岡の魅力を活かした、持続可能な交流・滞在型観光の推進**」多様な地域資源（食、日本遺産、加茂水族館、温泉地など）を活かし、単なる来訪者数の増加だけでなく、宿泊・日帰りを含めた**滞在時間の長期化や消費額の拡大**、さらには**地域経済への波及効果を高める持続可能な観光地経営を推進**する。」

2-2 本市各種計画における観光の範囲 - 国・県・市 再掲 -

◎国、県、市いずれも、観光を地域経済の活性化に貢献する広範な活動として捉える点で方向性が一致

⇒ 本市としても今後の観光財源の議論を進めるにあたり、観光の範囲(=観光施策として扱う範囲)を地域全体の持続的な発展に繋がる総合的な取り組みとする。

国における観光の範囲

- ・ レジャーだけでなく、ビジネスや学習、交流など多様な目的での移動や滞在を含む広範な社会経済活動。
- ・ 交流人口の拡大を通じて、宿泊、飲食、交通等の関連産業へ経済効果を波及させ、地域全体の活性化を図ることを目指している。

県における観光の範囲

- ・ 観光は広い裾野で地域経済を牽引する重要な推進力と位置づけられ、他産業への経済波及効果を期待。
- ・ 観光産業の「稼ぐ力」を向上させ、多様な交流を促進することにより、持続可能な地域づくりに繋げることが重視されている。

市における観光の範囲

- ・ 来訪者をもてなす活動に留まらず、市民の暮らしや地域経済全体を豊かに循環させる「総合的な社会経済活動」と定義。
- ・ 「住んでよし、訪れてよし」の理念のもと、市民と来訪者の双方にとって満足度の高い持続可能な観光地域づくりを目指す。

(参考) 観光の要素に応じた定義の整理 (観光施策として扱う範囲)

観光の要素	UN Tourism	日本の政策	県の政策	本市の定義	本市の特徴	国の施策・方針の引用(根拠)	本市計画の引用	根拠(ファイル名・ページ)
レジャー・休暇	☑	☑	☑	☑	国の方向性に準じた基本要素	「レジャー、ビジネス、その他の目的で、連続して1年を超えない期間、通常の生活環境から離れた場所を旅行したり、そこで滞在したりする人の活動」(UN Tourism定義)	「日本遺産、加茂水族館、城下町、温泉地など各地域の魅力的な資源を活かした誘客活動」	第2次鶴岡市総合計画.pdf p.109
ビジネス旅行	×	☑	△	☑	国の方向性に準じて明示的に包含	「レジャー、ビジネス、学習、交流などの目的で、日常生活圏を離れて移動し、一定期間滞在する一連の活動およびそれによってもたらされる経済・社会的現象」(観光立国推進基本計画第4次・第5次に基づく政策・統計における一般的な捉え方)	「市内の高等教育機関や経済団体などと連携し、MICEと呼ばれる企業などの研修、学会、各種イベントの誘致を促進します」	第2次鶴岡市総合計画.pdf p.109
学習・文化交流	☑	☑	☑	☑	国の方向性に準じて明示的に採用	「レジャー、ビジネス、教育、健康増進などを目的として日常生活圏から離れて行う旅行およびその旅行中の活動」(観光の定義一般的な捉え方)	「加茂水族館は、世界一のクラゲ展示を生かし、今後様々な学び、体験の場としての魅力の増大、情報発信を強化します」	第2次鶴岡市総合計画.pdf p.109 / 第2次鶴岡市総合計画後期基本計画.pdf p.111
日常生活圏を離れた移動	☑	☑	☑	☑	国の方向性に準じた基本要素	「通常の生活環境から離れた場所を旅行したり、そこで滞在したりする人の活動」(UN Tourism定義)	「移動を伴う観光活動が停止するなど、観光客数は激減し、観光産業は大きな打撃を受けました」	鶴岡市中長期観光戦略プラン.pdf p.2
一定期間の滞在	☑	☑	☑	☑	国の方向性に準じた基本要素	「連続して1年を超えない期間、通常の生活環境から離れた場所を旅行したり、そこで滞在したりする人の活動」(UN Tourism定義)	「特に、滞在日数の長い傾向にある外国人旅行者から鶴岡を訪れてもらい、観光消費を促すことは地域経済に大きな効果をもたらします」	鶴岡市中長期観光戦略プラン.pdf p.2
交流人口の拡大	△	△	☑	☑	国の方向性に準じて重視	「交流人口の拡大、地域経済への波及効果、多様な目的を持った来訪者とのつながり(持続可能な観光)を重視する視点が主流」(観光立国推進基本計画第4次・第5次)	「交流人口の拡大が地域の賑わいや本市経済に波及する仕組みづくりを進めます」	第2次鶴岡市総合計画.pdf p.19 / 第2次鶴岡市総合計画後期基本計画.pdf p.124
観光消費の拡大	△	△	☑	☑	国の方向性に準じて重視	「交流人口の拡大、地域経済への波及効果、多様な目的を持った来訪者とのつながり(持続可能な観光)を重視する視点が主流」(観光立国推進基本計画第4次・第5次)	「旅行消費額には、交通費、宿泊費、食事代、土産代などが含まれています」	第2次鶴岡市総合計画.pdf p.109 / 鶴岡市中長期観光戦略プラン.pdf p.11
地域経済への波及効果	△	△	☑	☑	国の方向性に準じて重視	「交流人口の拡大、地域経済への波及効果、多様な目的を持った来訪者とのつながり(持続可能な観光)を重視する視点が主流」(観光立国推進基本計画第4次・第5次)	「観光業は宿泊や飲食、交通だけでなく、農林水産業など様々な産業に関わる、すそ野の広い総合産業と言われており、地域経済に大きな波及効果をもたらす」	第2次鶴岡市総合計画.pdf p.109 / 鶴岡市中長期観光戦略プラン.pdf p.16
市民と観光客の双方の満足度	×	△	☑	☑	本市が国の方向性を超えて独自に追加	「持続可能な観光」の定義に含まれるが、明示的には記載されていない(観光立国推進基本計画では「地域経済への波及効果」「持続可能な観光」として記載)	「観光客にとっても市民にとっても満足度が高い観光地域づくりを牽引します」	鶴岡市中長期観光戦略プラン.pdf p.14
地元調達率・高付加価値化	×	☑	☑	☑	国の方向性に準じて明示的に採用	「交流人口の拡大、地域経済への波及効果、多様な目的を持った来訪者とのつながり(持続可能な観光)を重視する視点が主流」(観光立国推進基本計画第4次・第5次では「質」の重視として記載)	「観光客の拡大と滞在期間の延長、飲食、土産、移動など観光分野での消費の増大と地元調達率の向上、高付加価値化などにより、他産業との連携を促進し、本市の経済への波及効果の拡大を図ります」	第2次鶴岡市総合計画.pdf p.109 / 鶴岡市中長期観光戦略プラン.pdf p.16
持続可能な観光	☑	☑	☑	☑	国の方向性に準じて追加	「交流人口の拡大、地域経済への波及効果、多様な目的を持った来訪者とのつながり(持続可能な観光)を重視する視点が主流」(観光立国推進基本計画第4次・第5次)	「市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費」(宿泊税導入自治体の事例に準じた表現)	第2次鶴岡市総合計画後期基本計画.pdf p.124 / 鶴岡市中長期観光戦略プラン.pdf p.14

鶴岡市における入湯税の現状

第 2 回検討委員会資料
令和 8 年 1 0 月 5 日（月）

1 入湯税の制度概要

■入湯税とは 地方税法 第701条…課税対象、納税義務者、法定使途

「鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。」

■沿革

・戦後の制度化 1950年(昭和25年)地方税法制定

- ・ 地方税法において市町村税として創設

・目的税化への転換 1957年(昭和32年)地方税法改正

- ・ 温泉利用に伴う行政需要に対応するため、使途を限定する「目的税」へ移行

・時代の変化に応じた使途の追加

- ・ 1971年：消防施設、1977年：鉱泉源の保護管理施設、1990年：観光の振興が追加

💡入湯税は、入湯客や温泉地に関して生じる行政需要に対応するため、その税収を地方税法の法定使途に充てる市町村の目的税である。

租税理論上、入湯税は受益と負担の関係を考慮した応益的な性格を有すると説明される。入湯客や温泉地に関わる行政需要に対して、市町村が施設整備や観光振興等を行うことを踏まえ、これらに要する費用について、入湯客にも一定の負担を求める考え方である。

※ただし、個々の入湯客の受益と納税額が一对一で対応するものではない(個別の公的給付と個別の租税負担が対価関係にあることを前提としない(反対給付を伴わない、いわゆる非対価性))。

■入湯税の法定使途4項目

- 1 環境衛生施設の整備
- 2 鉱泉源の保護管理施設の整備
- 3 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備
- 4 観光の振興(観光施設の整備を含む)

2 鉱泉源の保護管理施設の整備に関する本市の状況と論点

■法令上の位置づけと本市の状況

地方税法は、入湯税の使途の一つとして、「**鉱泉源の保護管理施設の整備**」を定めている。対象経費は、**鉱泉源の保護又は適正な管理に必要な施設の新設、改良、大規模修繕、更新等**が考えられる。一方、**通常の運転経費や日常的な維持管理費とは、区別して整理する必要**がある。

本市では、入湯税を環境衛生、消防、観光振興等の事業を中心に充当してきたため、合併以降、市有・民間の別を問わず「**鉱泉源の保護管理施設の整備**」の区分での充当実績はない。

以下は、今後の**充当可能性を検討するための論点**であり、充当方針を決定するものではない。

■検討論点

区分	主な論点
個別の民間温泉施設	鉱泉源の保護・適正管理への効果をどのように判断し、事業者が通常負担すべき設備投資や運転経費・日常的な維持管理費との区分、公益性、公平性及び事業者負担をどのように整理するか。
公共的機能を有する共同利用の温泉施設	鉱泉源の保護・適正管理との関連性、共同利用の実態、温泉地の安定供給への効果、公益性、利用条件の公平性、事業者負担、補助率及び財産管理等をどのような要件とするか。

■他自治体の鉱泉源に関する補助事業

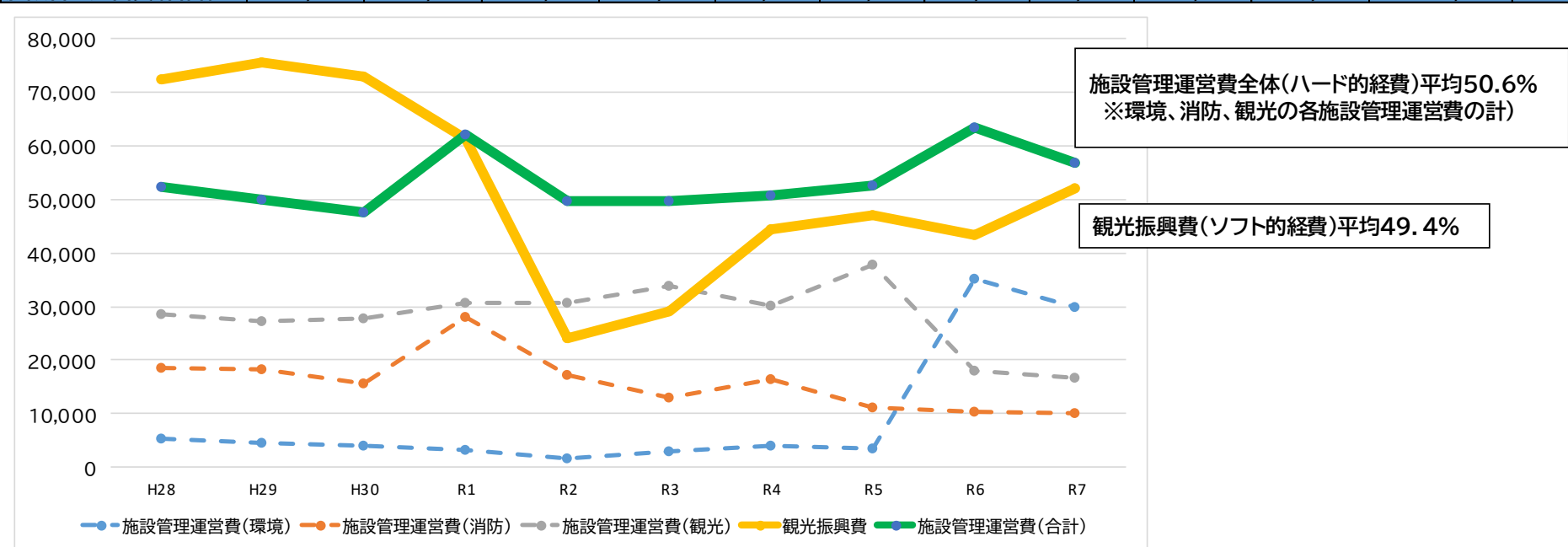
自治体名	該当する補助金制度の概要・対象事業	補助率	上限額等の特徴
長野県松本市	持続可能な温泉地づくり事業	2/3以内	上限 600万円
(浅間温泉・美ヶ原温泉等)	旅館組合・源泉組合等が行う「源泉保護管理施設」や「温泉供給の維持管理」等の整備		(事業類型により異なる手厚い設定)
静岡県伊東市	伊東温泉魅力創出事業費補助金	1/2以内	上限 100万円
(伊東温泉等)	温泉源保護管理施設等の整備、温泉資源の保護・維持管理に関する事業		(※温泉源施設管理者は50万円等)
大分県由布市	安心安全源泉事業等補助金	1/2以内	上限 15万円
(由布院温泉等)	鉱泉源保護設備の補修や、源泉管理にかかる共同施設の修繕等		(小規模な補修・分析等を広く支援)
三重県鳥羽市	鉱泉源保護管理整備事業(使途配分)	制度による	歳入における使途配分率をあらかじめ明文化している例市内8温泉地が加入している鳥羽市温泉振興会へ補助金として支出 (※実態としては大部分がソフト事業であり、施設整備等に係る補助としては上限200万円まで)
(鳥羽の温泉地)	入湯税の一定割合(例: 30%前後)を鉱泉源保護や関連施設の整備に配分・活用	(実費ベース)	

🔗補助対象経費、補助率、上限額を設定し、地域の実情に応じた制度設計が行われている。

3 入湯税の充当先の現状について

入湯税 充当状況の経過(単位:千円)

	(全体合計) 124,853 125,509 120,227 123,361 73,844 78,745 95,123 99,495 106,752 108,727 1,056,636											
充当先の区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計・割合	
施設管理運営費(環境)	5,255	4,624	4,104	3,192	1,681	2,969	3,991	3,418	35,177	29,866	94,277	8.9%
施設管理運営費(消防)	18,463	18,238	15,515	28,122	17,255	12,904	16,556	11,131	10,236	10,156	158,576	15.0%
施設管理運営費(観光)	28,674	27,139	27,822	30,749	30,739	33,836	30,114	37,904	17,950	16,682	281,609	26.7%
観光振興費	72,461	75,508	72,786	61,298	24,169	29,036	44,462	47,042	43,389	52,023	522,174	49.4%
施設管理運営費(合計)	52,392	50,001	47,441	62,063	49,675	49,709	50,661	52,453	63,363	56,704	534,462	50.6%



💡対象期間の累計ではソフト的経費とハード的経費が概ね同程度となっている

💡ソフト的経費は全市的な事業への需要が充当が中心であり、一方で、「行政需要」への対応の観点から、ハード的経費は市有施設(特に市有日帰り温泉施設の管理)への充当が多い状況

4 入湯税の充当に関する今後の検討方向

■現状

- ・本市では入湯税を、環境衛生施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する地方税法に定める使途に係る市の事業に充当している。一方、鉱泉源の保護管理施設の整備への充当実績はない。

■今後の検討方向

- ・入湯税は、入湯施設の利用と市町村の行政需要との関連に着目した応益的な性格を有する目的税であることから、その制度趣旨及び法定使途を踏まえて充当先を検討する必要がある。
- ・個々の入湯者（納税者）の受益と納税額が一對一で対応するものではないという税の非対価的な性格を踏まえ、本市では法定使途の範囲内で市全体の行政需要、事業の必要性及び効果を踏まえて充当している。
- ・一方、地方税法上の使途として「鉱泉源の保護管理施設の整備」が明記されていることに鑑み、観光振興など他の使途とのバランス、及び他自治体の事例等も踏まえながら、公共性、公益性、公平性及び事業者負担等の観点から入湯税の「鉱泉源保護施設の整備」への充当の可能性について整理を進める必要がある。
- ・なお、鉱泉源の保護管理施設の大規模な更新等については、入湯税収の規模や他自治体の例に加え、平成28年に国・県・市の補助を活用して共同配管更新が行われた事例も参考としつつ、国・県等の補助制度の活用可能性、事業者負担及びその他財源も含め、対応のあり方を検討する必要がある。

■ご意見を伺いたい事項

- ・個別の民間施設及び共同利用施設に関する論点も踏まえ、鉱泉源の保護管理施設の整備への入湯税の充当を検討することについてどう考えるか。また、この場で充当方針を決定するものではないものの、充当することとした場合、どのような対象、条件が適当か。

新たな観光財源候補

第2回検討委員会資料
令和8年10月5日（月）

1 新たな観光財源候補について

■主要な税と検討候補

大区分	中区分	課税客体・対象の範囲	一般的な税率・算定の考え方	使途制限	性質	検討候補
自主財源	普通税 (市税・固定資産税等)	市内の住民、法人、土地・家屋など全般	法定の税率 (標準税率・制限税率あり)	一般財源	使途制限なし。あらゆる施策の基盤となるが、他分野との財源競合が激しい。	×
	法定目的税 (入湯税・都市計画税等)	鉱泉浴場(温泉)における入湯行益 (※都市計画税は除外)	標準税率:1人1日 150円	特定財源 (使途限定)	観光施設の整備、観光の振興等に限定。	○
	法定外目的税 (宿泊税・入域税等)	市内のホテル・旅館等における宿泊行益 特定エリアへの入域行益等	定額制または定率制	特定財源 (使途限定)	観光振興事業、受入環境整備等に広く活用可能。 (※入域税はより限定的)	○
	税外収入(寄附・協力金) (ふるさと納税、入域料等)	事業やプロジェクト等に賛同する法人・個人	税控除の範囲内が一般的	特定財源 (使途限定)	国の地域再生計画に基づく観光・地方創生事業やプロジェクトなどに限定。	○
	税外収入(負担金・使用料) (駐車場使用料等)	特定の観光施設やサービスの利用者	受益に応じた適正な料金設定(条例・規則で規定)	特定財源 (使途限定)	原則として当該施設の維持管理・運営経費等に充当。	×
依存財源	国・県支出金	国や県の観光政策に合致する事業	事業費に対する一定の補助率(例:1/2、1/3など)	特定財源 (使途限定)	採択された特定の観光事業・インフラ整備に限定。単年度事業が多い。	×
	譲与税・交付金	出国者等から国が徴収した税の地方配分	国の基準に基づく地方財政措置(配分)	特定財源に近い	観光資源の活用、受入環境整備等の財源に充当。	×

新たな観光財源の候補として、以下の3つの観点から検討候補を選定

- ①観光振興施策への直接的な使途の確保(使途の目的性)
- ②域外からの効果的な財源調達(外部負担の活用)
- ③継続的な観光施策を支える定常性(フロー事業への対応力)

2 観光財源候補の比較

■新たな観光財源候補の概要

種類		内容		
		【概要】	【具体例】	【特徴】
寄附金・協力金(任意)		観光客や企業等から <u>任意で提供される資金</u>	ふるさと納税(個人・企業版)、観光地や登山道での環境保全協力金など	既存の枠組みを活用でき <u>導入ハードルが低い</u> 反面、任意(善意)の資金であるため、 <u>安定した財源確保を見通しにくい</u> 。
課税自主権の活用	法定目的税の超過課税	地方税法においてあらかじめ用途が定められている税の <u>標準課税率等(通常依るべき税率)と異なる(高い)税率</u> を設定	入湯税(鉱泉浴場の入湯客に対して課税)	観光施設の整備や観光振興等に用途が定められており、既存の制度に基づくため <u>導入・徴収の実務負担が少ない</u> 一方で、温泉施設に限定されるため <u>負担と用途が限定</u> される。
	法定外目的税	地方公共団体が <u>地域の実情に応じて条例で定める、特定の費用に充てる税</u> (総務大臣の同意が必要)	宿泊税、訪問税(入島税・入域税など)	用途を柔軟に設定でき <u>安定した独自財源</u> となる一方、導入にあたっては関係事業者等との協議・合意形成、条例制定、徴収システムの構築に <u>時間と労力</u> を要する。

2 観光財源候補の比較

■新たな観光財源候補の概要(事例)

種類		自治体	内容
協力金	入域協力金 (任意)	沖縄県 竹富町	○竹富島の自然環境保全、集落景観保全、伝統文化の継承など ○竹富島への入域者(島民等を除く) ○【金額】1人1回300円 ○【実績額】約944万円(近年実績) ※徴収率は1割台で推移。安定財源確保のため「訪問税(法定外目的税)」への移行を検討中。
	保全協力金 (任意)	山梨県(富士山)	○富士山の環境保全対策、登山者の安全対策、信仰・文化の継承など ○富士山(五合目以上)への立ち入りを行う富士登山者 ○【金額】1人1回1,000円(原則) ○【実績額】約6,095万円(2024年度) ※徴収率は約53%。任意負担の限界から、2024年に別途義務である「通行料(2,000円)」を導入済。
種類		自治体	内容
寄附金	企業版 ふるさと納税	香川県 琴平町	○金刀比羅宮などの歴史的建造物の保存修理、周辺の観光再生・施設整備など ○プロジェクトに賛同して寄附を行う企業(町外の本社等) ○【金額(寄附条件)】1回あたり10万円以上 ○【実績額】1億1,030万円(2024年度 企業版ふるさと納税全体実績) ※うち、1企業から「金刀比羅宮旭社保存修理整備事業」へ1,000万円の寄附を受けるなど、地域資源の保全に活用。
	ガバメント クラウド ファンディング (GCF)	和歌山県	○世界遺産「熊野古道」「高野参詣道」等の参詣道保全活動、道標整備など ○プロジェクトに賛同して寄附を行う個人・企業等 ○【金額(寄附条件)】任意の金額(※税額控除の適用は2,000円以上から) ○【実績額】年度・プロジェクト毎に数百万円～1,000万円規模。 ※「紀伊山地の霊場と参詣道」等をテーマに継続的にGCFを実施し、安定した保全財源として定着させている。

2 観光財源候補の比較

■新たな観光財源候補の概要(事例)

種類		自治体	内容
超過課税	入湯税	山形県 上山市	○観光振興、観光客の受入環境整備、温泉源の保護など ※主たる目的としては温泉地の共同配管設備等の大規模改修の財源となっている。 ○市内の鉱泉浴場(温泉)における入湯客(宿泊・日帰り) ○【金額】宿泊300円、日帰り150円(標準税率の倍額) ○【実績額】※2026年4月改定予定のため実績なし ※観光振興財源確保のため、県内で初めて標準税率を大幅に上回る超過課税の導入を決定した最新事例。
		大分県 別府市	○観光振興、観光客の受入環境整備、温泉源の保護など ※別府市は入湯税の申告数(入湯客数)＝市内の宿泊客数とするほど殆どの宿泊施設が入湯税の特別徴収義務者であり、実質的に宿泊税と同様に扱える。 ○市内の鉱泉浴場(温泉)における入湯客 ○【金額】宿泊料金に応じた段階的税率(50円～最大500円。6,001円以上の宿泊から超過課税となる250円～500円を適用) ○【実績額】入湯税全体の税収:約5.5億円(令和5年度実績) ※低価格帯に配慮しつつ高価格帯により高い負担を求める、宿泊税に近い制度設計が特徴。
種類		自治体	内容
法定外目的税	宮島訪問税	広島県 廿日市市	○宮島の歴史的・文化的資源の保存、自然環境の保全、受入環境の整備など ○宮島への入域者(住民や通勤・通学者等を除く) ○【金額】1人1回100円(※年払い500円も有) ○【実績額】約1億6,700万円(令和5年度実績 ※10月導入のため半年分) ※フェリー乗船券に上乗せして徴収。宿泊税以外の観光系法定外目的税として近年最も注目を集めた大規模事例。
	歴史と文化の環境保全税	福岡県 太宰府市	○史跡周辺の環境保全、交通渋滞対策、観光客の受入環境整備など ○市内の有料駐車場を利用して駐車する者 ○【金額】普通車等1回100円、大型バス等1回300円 ○【実績額】約8,900万円(令和4年度実績) ※車で訪れる日帰り客等から広く徴収し、史跡保全や渋滞対策に充当。通称「駐車場税」。
	遊漁税	山梨県 富士河口湖町	○湖畔の環境美化、水産資源の保護(魚の放流)、釣り場の環境整備など ○指定された湖(河口湖等)において遊漁(釣り)を行う者 ○【金額】1人1日200円(※現場納付等の場合は割増あり) ○【実績額】約950万円(令和4年度実績) ※特定のアクティビティ(釣り)に限定して課税し、湖畔の環境保全等に充当している稀有な事例。

2 観光財源候補の比較

■新たな観光財源候補の概要(事例)

種類		自治体	内容
法定外 目的税	宿泊税	北海道 倶知安町	○エリアの自然環境保全、二次交通の整備、持続可能な観光地づくりなど ○町内の宿泊施設における宿泊客 ○【金額】宿泊料金の2%(定率制) ○【実績額】約3.5億円(令和4年度実績) ※【道税の動向】定率(町)と定額(道)の重課による実務負担が懸念されたが、2024年12月に「町内の宿泊者には道税を課さず、町が道へ税収相当額を納付する」手法により解消。
		宮城県 仙台市	○観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境整備、交流人口の拡大など ○市内の宿泊施設における宿泊客(税抜6,000円以上の宿泊) ○【金額】1人1泊300円(※内訳:宮城県税100円+仙台市税200円) ○【見込額】2026年1月導入予定。 ※【県税の動向】宮城県と同時期に導入。仙台市以外の県内市町村は「県税300円」のみ。仙台市内においては県税を100円に減額し、市税200円と合わせて「県内どこでも合計300円」となるよう調整を行った事例。
		山形県 山形市	○蔵王等の観光資源の磨き上げ、受入環境整備、持続可能な観光振興など ○市内の宿泊施設における宿泊客(※修学旅行等は免除) ○【金額】宿泊料金の3%(定率制) ○【見込額】年間約1.7億円(2027年4月導入予定) ※【県税の動向】山形県内初の導入決定事例(修学旅行等は免除)。なお、山形県自体も別途、宿泊税等を含む新たな観光財源の確保に向けて検討を進めている。
		福岡県 福岡市	○観光振興、MICEの誘致、観光客の受入環境整備など ○市内の宿泊施設における宿泊客 ○【金額】2万円未満:200円(県50円+市150円)、2万円以上:500円(県50円+市450円) ○【実績額】約23.8億円(令和5年度 市税分実績) ※【県税の動向】県と市が協調して調整を行った先行事例。福岡市以外の市町村は「県税200円」だが、福岡市内は県税を50円に引き下げ、残りを市税として徴収する調整(福岡方式)を確立。
		石川県 金沢市	○歴史・文化資源の保全・活用、受入環境整備、市民生活との調和を図る対策など ○市内の宿泊施設における宿泊客 ○【金額】2万円未満:200円、2万円以上:500円 ○【実績額】約6.7億円(令和5年度実績) ※歴史・文化資源の維持等を目的に2019年から導入。地方の歴史観光都市におけるオーソドックスな段階的定額制の先行事例。

2 観光財源候補の比較

■新たな観光財源候補の概要(試算)

事例	①協力金	②入湯税超過課税	③宿泊税
種類	寄附金(協力金)	法定目的税の超過課税	法定外目的税
行為	施設利用行為等	入浴行為	宿泊行為
対象	観光客や協力者	鉱泉浴場への入湯者	宿泊施設への宿泊者
試算	基本額:任意	税率:日帰150円 宿泊300円 (上山市並 現行の倍)	i)税率:200円(定額) ii)税率:3%(定率)
	試算不可	<u>約1億900万円</u> (増額分)	<u>i)約8,800万円</u> (R7観光庁統計(第2次速報値参考第6表) 437,762人で試算) <u>ii)約1億3,000万円</u> (山形市の試算 単価7,000円を参考に、 温泉旅館の多さを考慮) ※あくまで仮試算

2 観光財源候補の比較

■比較検討のポイント(候補選定時の3つの観点+本市を取り巻く情勢)

①「使途」 観光振興施策への直接的な使途の確保(使途の目的性)

- ・ 受益と負担の関係性に基づく使途に応じた財源であること

②「対象」 域外からの効果的な財源調達(外部負担の活用)

- ・ 財政需要の負担を求める対象となりうること

③「手法」 継続的な観光施策を支える定常性(フロー事業への対応力)

- ・ 財源の安定的かつ継続的な確保を見込めること

④「情勢」 山形県における宿泊税導入に向けた検討

- ・ 県において宿泊導入となる可能性を踏まえた内容であること

2 観光財源候補の比較

■財源候補としての比較

事例		①協力金		②入湯税超過課税		③宿泊税	
種類		寄附金(協力金)		法定目的税の超過課税		法定外目的税	
行為		施設利用行為等		入浴行為		宿泊行為	
対象		観光客や協力者		鉱泉浴場への入湯者		宿泊施設への宿泊者	
比較	使途	・限定される 協力目的に応じた使途に限定 される。	×	・法定目的税として、「環境衛生施設」「鉱泉源の保護管理」「消防施設」「観光振興」の 4分野に限定 。 ・超過課税する目的と妥当性が求められる一方で、 会計上は一般財源 にあたり、受益と負担の整合性を図ることが難しい。	△	・宿泊者が受けうる行政サービスは幅が広く、制度設計により、 多様な用途に財源として活用可能 。 ・近年はビジネスホテルも増えており、 観光振興施策全体としてもより適切な事業検討 につながる。	○
	対象	・負担を強いるものではなく、 任意の協力を求める ため対象となり得る。	○	・入湯税は観光振興等の費用に充てる 既存の法定目的税 であり、対象として問題はない。 ・ 市民利用も多い入湯者に対してのみ、さらなる負担 を求めることとなる。	△	・ 新たに負担を強いるもの であるが、 宿泊者の多くが市外からの観光者 であり、行政サービスの恩恵を受けていることに着目すれば、対象として問題はない。	○
	手法	・任意の協力金であるため、 収入規模の見通しが不透明 。 ・既存の 寄附受付とは別の徴収方法が必要 となるが、適切な手法確立が難しい。	×	・本市の入湯者数の推移から、他手法と比較しても 財源として一定の額は確保可能 。	○	・制度設計により、 安定的かつ継続的な財源確保策 となりうる。	○
	情勢	・任意の協力金であるため、県における宿泊税導入があっても 制度的負担はそれほどない 。 ・県の徴収委託を受ける可能性が高いため、 事務負担は増える 。 ・強制性がないため、結果として 市の収入は減る可能性 はある。	△	・入湯税は税額が変わるだけなので、 事務的負担はそれほどない 。 ・県の徴収委託を受ける可能性が高いため、 事務負担は増える 。 ・ 温泉施設への宿泊者に負担が集中 することになり、 理解を得にくい 。	△	・新たな制度となるため、 事務負担は増える が、 県の徴収委託を一括で行える 。 ・ 県のみで宿泊税が導入された場合 、本市に向けられる使途の恩恵が限定される可能性があるため、 本市でも宿泊税を導入した方が財源としての効果を最大化できる 。	○
評価		×		△		○	